

学校における働き方改革プラン

令和2年3月
青森県教育委員会

はじめに

青森県教育委員会では、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、市町村や関係機関との連携を図りながら、学校教育の充実等に取り組んでおります。

本県の教職員は崇高な使命感を持ち、本県学校教育の充実・発展に向けて日々努力していますが、社会が急速に変化する中で、学校を取り巻く環境は、より複雑化・多様化し、学校への期待や役割が増え続け、それに加え、新しい時代の教育に向けて学習指導要領が改訂されるなど、ますます教職員の負担が増大することが見込まれています。

このような中、平成31年1月に中央教育審議会に取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申では、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることを目指して働き方改革を進めていく必要があることが示されています。

県教育委員会では、平成26年度に勤務実態調査を実施した結果、本県の教職員の長時間勤務の状況や多忙感の増大が見られたことから、多忙化解消に係る取組工程表を作成して、平成28年度から取組を進めています。

学校における働き方改革は、社会の変革期に、教職員の負担を軽減し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員が意欲と能力を最大限発揮し、健康でやりがいを持ち、ひいては、子どもたちに効果的な教育活動を行うことにより、本県教育の更なる充実につながることを目的としています。

このため、県教育委員会では「学校における働き方改革プラン」を策定し、この実現に向けた取組を一層強力に推進することとしました。

今後、関係機関と密接に連携し、保護者や地域の方々の理解も得ながら、本プランに基づき、取組を着実に進めて参りますので、関係者の皆様の御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

青森県教育委員会教育長 和嶋 延寿

目 次

1 策定に当たって	・・・・・・・・ P 1
(1) プランの位置付け	
(2) 策定の目的	
(3) 県教育委員会のこれまでの主な取組	
(4) 本県教職員の長時間勤務の現状	
2 プランの期間・目標等	・・・・・・・・ P 4
(1) 期間	
(2) 目標等	
(3) 進行管理	
3 取組内容	・・・・・・・・ P 6
【教育委員会における取組】	
(1) 働きやすい環境を構築するための方策	
(2) 部活動による負担を軽減するための方策	
(3) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策	
(4) 外部対応による負担を軽減するための方策	
【学校における取組】	
(1) 働きやすい環境を構築するための方策	
(2) 部活動による負担を軽減するための方策	
(3) 会議・打合せを効率化するための方策	
(4) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策	
(5) 学校行事の負担を軽減するための方策	
4 市町村教育委員会に対する支援	・・・・・・・・ P 14
5 教職員定数に係る国への働きかけ	・・・・・・・・ P 14
6 保護者・地域等の理解・協力の下での取組の推進	・・・・・・・・ P 15
7 参考資料	・・・・・・・・ P 16

1 策定に当たって

(1) プランの位置付け

本プランは、県教育委員会が実施する「学校における働き方改革」に向けた目標や取組内容等を示すとともに、市町村教育委員会においても、「学校における働き方改革」に向けて取り組んでいただきたい内容を示したものです。

「学校における働き方改革」を推進し、県全体の教育のさらなる充実を図るためには、県教育委員会と県立学校はもとより、市町村教育委員会と市町村立学校が一体となって取り組むとともに、県教育委員会と市町村教育委員会が密接に連携していくことが重要です。

そのため、既に基本方針・実施計画等を策定している市町村教育委員会においては、本プランを取組の参考にするとともに、未策定の市町村教育委員会においては、本プランを参考に、基本方針・実施計画等の策定に努めるなど、市町村の実情に応じて「学校における働き方改革」に向けた取組を進めていただきたいと考えます。

(2) 策定の目的

本プランは、教職員の負担を軽減し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し健康でやりがいを持って働くことや、教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることにより、本県教育の更なる充実につながることを目的として策定するものです。

<本県の学校における働き方改革の目的>

- 教職員の健康保持、仕事と生活の充実
教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること

- 教育の質の維持・更なる向上
教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

(3) 県教育委員会のこれまでの主な取組

県教育委員会では、これまでも教職員の多忙化解消に向けて、次のとおり取組を進めてきました。

- ・平成16～17年度：勤務実態調査を実施
- ・平成21～22年度：「教師が子どもに向き合える学校づくり推進事業」を実施
- ・平成26年6～7月：勤務実態調査を実施
- ・平成27年1月：多忙化解消検討委員会を設置
- ・平成27年12月：多忙化解消検討委員会が「教職員の多忙化解消に係る報告書」を策定
- ・平成28年度～：取組工程表を策定し、計画的に取組を実施
- ・令和元年7月：平成28～30年度の取組状況の調査結果を取りまとめ

(4) 本県教職員の長時間勤務の現状

(平成26年度 勤務実態調査)

調査実施時期：平成26年6月～7月

調査対象：学校規模、地域のバランス等を考慮し、全校種から抽出した学校（小学校30校、中学校15校、高等学校7校、特別支援学校5校）の教職員

平成26年度に実施した勤務実態調査の結果から算出した、各校種の教諭・講師の1月当たりの時間外勤務時間は、次のとおりです。

小学校	約70時間
中学校	約99時間
高等学校	約79時間
特別支援学校	約52時間

(平成30年度 時間外勤務時間の実績確認)

調査対象時期：平成30年6月～7月

調査対象：平成26年度の勤務実態調査の対象校を中心に、全校種から抽出した学校（小学校10校、中学校8校、高等学校9校、特別支援学校6校）の教職員

平成26年度の勤務実態等調査で対象となった学校を中心に、平成30年6～7月分の教諭・講師の1月当たりの時間外勤務時間の実績を確認したところ、次のとおりでした。

小学校	約47時間
中学校	約71時間
高等学校	約59時間
特別支援学校	約25時間

平成26年度と平成30年度の時間外勤務時間を比較すると、各校種において縮減しているものの、依然として長時間勤務である実態が見られることから、これまでの取組を継続しつつ、より一層の対策を講じる必要があります。

県教育委員会では、本プランの策定により、県立学校の教育職員の勤務時間の上限時間を示すとともに、令和4年度までに時間外勤務時間がその上限時間を下回るよう目標を定め、取組を進めていきます。

また、市町村立学校については、市町村教育委員会が「学校における働き方改革」に向けた取組を進めていくことができるよう支援することで、より一層の時間外勤務時間の縮減を図ります。

2 プランの期間・目標等

(1) 期間

令和2年度から令和4年度までの3年間の重点期間として、本プランに基づき「学校における働き方改革」の取組を進めます。

また、令和5年度以降については、令和4年度までの3年間の取組状況を検証し、本プランの必要な改善・見直しを行います。

(2) 目標等

① 県立学校の教育職員の勤務時間の上限時間

令和2年1月に文部科学省が告示として公示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえて、県立学校の教育職員の勤務時間の上限時間を次のとおりとします。

【原則】 上限時間

時間外勤務 ①1箇月 45時間以内、②1年間 360時間以内

【特例】 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合

時間外勤務 ①1箇月 100時間未満、②1年間 720時間以内
※月45時間超は年間6箇月以内、複数月平均80時間以内

※ この目標における「勤務時間」とは、文部科学省の指針における「在校等時間」とします。

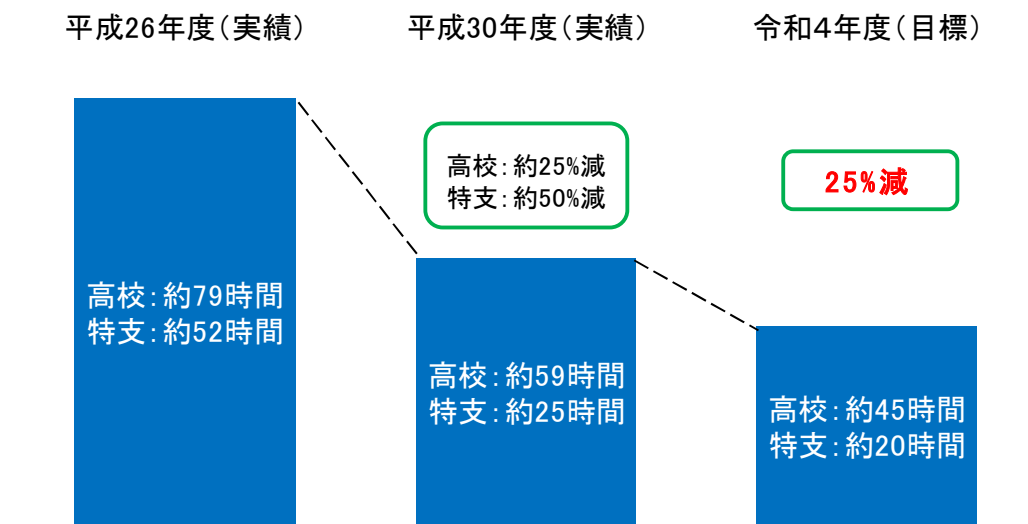
※ 「臨時的な特別の事情」とは、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合などを指すものです。

※ 教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではありません。

※ 教育職員の勤務時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。

② 本プランにおける目標

①で示した勤務時間の上限時間の範囲内となるよう、これまでの取組による実績を踏まえ、**令和4年度までの当面の目標については、県立学校における時間外勤務時間の25%減と設定**します。



このほか、市町村教育委員会に対し、所管の学校における勤務時間の上限に関する方針等、あるいは「学校における働き方改革」を推進するための基本方針・実施計画等を策定するよう働きかけることとし、**令和4年度までに全市町村において県の目標を踏まえた基本方針や実施計画等を策定**することを目標とします。

(3) 進行管理

取組を着実に進めるため、勤務時間の把握や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、必要に応じて本プランの見直しを行います。

3 取組内容

【教育委員会における取組】

教育委員会では、本プランに掲げる目標を達成するため、次の取組について、これまで進めてきた成果や課題を整理し、より効果的に取り組めるよう検討を進め、学校と一丸となって実施していきます。

(1) 働きやすい環境を構築するための方策

① 教職員の意識改革

ア 教育委員会は、年次休暇の更なる利用促進が図られるよう、年次休暇利用促進の通知等により、これまで以上に学校への周知に努めます。

イ 県教育委員会は、学校閉庁日の実施を促進するため、毎年度、学校閉庁日の実施状況を取りまとめ、関係機関へ周知します。

ウ 教育委員会は、学校等又は個々人の単位で、それぞれ業務改善が図られるよう、例えば業務改善に係る好事例を周知したり、週1日の「ノー残業デー」の設定を働きかけるなど、意識の醸成に努めます。

エ 教育委員会は、働きやすい職場環境づくりのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

② 弾力的な勤務時間の割振り

県教育委員会は、修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生徒を指導する学習発表会（文化祭）及び運動会（体育祭）等の学校行事・事前準備等における四週間単位の変形勤務時間制の活用を推進を図るため、学校への一層の周知に努めます。

なお、一年単位の変形労働時間制については、国の動向等を注視しながら、対応を検討します。

③ 教職員の勤務状況の把握の徹底

教育委員会は、学校長と連携し、教職員の長時間勤務の状況についてICTを活用した客観的な方法により把握し、教職員の過重労働による健康障害の防止に努めます。その際、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させないよう指導します。

④ 教職員のメンタルヘルス対策の充実

県教育委員会は、公立学校共済組合と連携し、引き続き、教職員自らがストレスを予防・軽減できるようメンタルヘルス等健康相談事業の充実を図るとともに、その活用を促すための周知や円滑な運営に努めます。

⑤ 地域の人材の有効活用

ア 県教育委員会は、地域学校協働活動推進員、学校支援ボランティア、教員等を対象とする講座等を通じて、市町村における地域学校協働活動の充実を図ります。

イ 県教育委員会は、学校支援ボランティアと教員を対象とする講座等において、引き続き学校支援ボランティアと教員が情報交換できる機会の確保について検討します。

ウ 県教育委員会は、学校評議員会や学校運営協議会により、地域の教育力を活用して、学校運営の充実を図ります。

⑥ 専門スタッフの活用

県教育委員会は、次のような専門スタッフを効果的に配置・活用します。

ア 児童生徒や保護者等への相談活動等を行うスクールカウンセラーの配置及び速やかな派遣

イ 福祉や医療などの関係機関と学校との連携について助言や支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置及び速やかな派遣

ウ 部活動指導員の配置

エ 教員の業務支援のためのスクール・サポート・スタッフの配置

オ 学習活動等の支援を行うための学校図書館サポーター、スクールライフサポーターの配置

カ 家庭への対応や子どもを取り巻く問題に関して、スクールロイヤーの導入を検討

(2) 部活動による負担を軽減するための方策

① 部活動の指針の定着等

ア 県教育委員会は、小学校の運動部活動について、総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団への移行等に向け、「望ましい児童スポーツ活動に向けた取組に関する報告書」に基づく取組を促進します。

イ 県教育委員会は、「運動部活動の指針」及び「文化部活動の指針」を踏まえ、部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、市町村教育委員会及び学校に対して、継続的に働きかけを行います。

② 部活動数の精選

学校が部活動数を精選するに当たって、教育委員会が必要に応じて助言等を行います。

③ 活動内容の制限（標準的な活動内容の共通理解）

ア 学校が活動内容を制限するに当たって、各競技団体等との調整が必要な場合には、教育委員会が必要に応じて助言等を行います。

イ 教育委員会は、部活動の顧問の教員を対象とする効果的な指導方法に係る研修等を行います。

（３）成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策

① 校務へのＩＣＴ活用の推進

ア 県教育委員会は、県立学校における統合型校務支援システムを導入します。

イ 県教育委員会は、市町村立学校における統合型校務支援システムに関して、市町村教育委員会のＩＣＴ担当者で構成する連絡協議会等を活用し、各市町村の取組状況や国の動向等について情報共有を行い、整備促進を進めるため、より一層連携を図ります。

ウ 県教育委員会は、利用可能なＩＣＴ技術について情報収集を行い、関連講座の実施や講師派遣を通して教員の情報活用能力の向上を図ります。

② 青森県職員ポータルシステムの活用拡大

ア 県教育委員会は、県立学校への連絡事項等の周知について、青森県職員ポータルシステムの「インフォメーション」・「ウェブメール」・「回覧・レポート」機能をより積極的に活用します。

イ 県教育委員会は、作成している運用・要項・マニュアル等の主なものを青森県職員ポータルシステムの「文書管理」に掲載し、県立学校が随時確認できるようにします。

③ 報告書の様式等の簡素化

ア 教育委員会は、定めている様式や様々な事務手続の簡略化を進めます。

イ 教育委員会は、報告書等を送付する際のかがみ文書を省略するなど、報告の簡略化を進めます。

ウ 教育委員会は、電子メールやＦＡＸでの提出を推進します。

④ 調査内容・方法等の見直し

ア 教育委員会は、実施する調査を精選します。

イ 教育委員会は、調査方法について、回答様式の電子データ化、回答方法の工夫等を行います。

ウ 教育委員会は、学校が計画的に回答できるよう、調査時期や内容等に係る一覧を作成します。

エ 教育委員会は、学校からの届出及び報告文書について、必要性等を改めて検討し、見直しを図ります。

オ 県教育委員会は、データの提出や、会議などの参加申込に電子申請・届出

システムを活用することにより、入力手続の簡素化及び回答期間の確保を図ります。

⑤ 事務処理の効率化

ア 県教育委員会は、市町村教育委員会が学校徴収金等の事務処理方法の統一や、事務処理マニュアルの作成など事務処理の効率化を進める際、情報提供等の支援を行います。

イ 県教育委員会は、県が実施する特別支援教育就学奨励費に係る支給区分決定等の事務処理の効率化を図るため、特別支援教育就学奨励費システムを整備します。

(4) 外部対応による負担を軽減するための方策

① 校外の会議・研修の見直し

ア 県教育委員会と市町村教育委員会がそれぞれ実施している会議・研修会等について、見直しの必要がないか内容を精査します。

イ 県教育委員会は、県総合学校教育センターで行っている研修講座のサテライト化、アウトリーチ化について検討します。

ウ 県教育委員会は、会議への参加に係る移動時間の軽減や、効率化を図るため、PC会議システムの活用を推進します。

② 学校訪問指導に係る負担の軽減

ア 教育委員会は、学校訪問を実施する際に準備する書類の周知徹底に努めます。

イ 県教育委員会は、学習指導案の事前提出をやめ、当日準備とします。

ウ 県教育委員会は、助言者の人数や訪問回数の削減、訪問時間の短縮に努めます。

③ 学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減

ア 教育委員会は、学校運営上のトラブル等に対して学校が組織的に対応できるようにするために、必要な情報を提供します。

イ 教育委員会は、学校運営上のトラブル等が発生した場合に、教職員の相談に応じる体制の整備について検討します。

ウ 県教育委員会は、家庭への対応や子どもを取り巻く問題に関して、スクールロイヤーの導入を検討します。

④ 学校給食費等の徴収に関する公会計化

教育委員会は、学校給食費等の徴収に関して、未納者への督促等を含め、徴収・管理について、学校の負担軽減を図るため、公会計化を検討します。

【学校における取組】

学校においては以下の内容を踏まえ、校長のリーダーシップの下、学校の実情に即した具体的な取組を、校内の意思統一を図りながら主体的・組織的に推進するものとします。

(1) 働きやすい環境を構築するための方策

① 教職員の意識改革

- ア 職員の年次休暇の計画的利用を推進します。
- イ 職員の子どもの学校行事等があったときに職員が年次休暇を取得できるよう配慮します。
- ウ 長期休業期間における年次休暇の積極的利用を推進します。
- エ 学校閉庁日を積極的に設定します。
- オ 個々人の単位で、それぞれ業務改善が図られるよう、例えば業務改善に係る好事例を周知したり、週1日の「ノー残業デー」を設定するなど、意識の醸成に努めます。
- カ 働きやすい職場環境づくりのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

② 職員間の信頼関係構築

- ア 職員同士のコミュニケーションの向上や風通しのよい職場の実現を図ります。
- イ 校内で起こった問題について、職員同士のコミュニケーションをうまく図り、組織として問題を解決する体制を築きます。
- ウ 職員が気兼ねなく情報交換や相談できる雰囲気醸成に努めます。
- エ ハラスメントを防止し、メンタルヘルスに理解のある職場づくりに努めます。

取組例：グループウェア等の活用による、各種情報の迅速な伝達

③ 職員間の業務の平準化

- ア 業務運営が効率的、効果的になされるよう、校務分掌等の見直しを行います。
- イ 職員の希望を考慮した校務分掌の割振りを行うとともに、職員の勤務状況に応じて業務量が適正になるよう校務分掌の調整を行います。
- ウ 職種間で業務を分担し合える体制づくりに努めます。

取組例：一個人に業務が集中しないよう、校務分掌の人員配置を工夫

④ 業務が集中した場合のサポート体制の整備

担当する業務等についての情報交換を密にし、職員同士の連携を強めます。

取組例：教頭や主任が連絡調整の窓口となり、担当者をサポート
業務が集中する時期に、分掌内や他の分掌の職員が協力する体制づくり

⑤ 複数担当制等の工夫

ア 各分掌の主担当・副担当の業務を明確にし、共通理解を図ります。

イ 部活動等における児童生徒引率等の業務について、担当者が分担して対応します。

⑥ 弾力的な勤務時間の割振り

修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生徒を指導する学習発表会（文化祭）及び運動会（体育祭）等の学校行事・事前準備等において、通常の勤務時間外に業務を行わせる必要がある場合、当該業務に従事する職員の勤務開始・終了時間を調整して割り振るなど、柔軟な勤務時間の割振りを行います。

⑦ 教職員の勤務状況の把握の徹底

教職員の長時間勤務の状況について、ICTを活用した客観的な方法により把握し、教職員の過重労働による健康障害の防止に努めます。その際、校長は実際より短い虚偽の時間を記録しないよう教職員に対して指導するものとします。

⑧ 地域の人材の有効活用

ア 学校評議員会や学校運営協議会を効果的に活用し、学校と地域との連携を推進します。

イ 市町村教育委員会が把握する人材バンク等を活用するなど、地域の優れた指導力や知識等を持つ外部人材の掘り起こしに努めます。

ウ 外部人材（指導者）に対して、活動方針の共通理解を図ります。

エ 外部人材（指導者）の更なる指導力向上のため、指導者研修会への参加を促します。

取組例：総合的な学習の時間やキャリア教育等の授業・部活動指導において、地域の人材を活用

(2) 部活動による負担を軽減するための方策

① 部活動数の精選

部活動の意義等を踏まえて、部活動の種目等の精選を行います。

取組例：部活動の廃止に関する規定の見直し

② 活動内容の制限（標準的な活動内容の共通理解）

ア 部活動について、「運動部活動の指針」及び「文化部活動の指針」を踏まえた活動内容となるよう、定期的に確認します。

イ 保護者等に対して、部活動の活動方針や活動計画について説明し共通理解を図ります。

取組例：統一した休養日の設定

(3) 会議・打合せを効率化するための方策

① 会議等の運営方法の工夫

ア 会議、打合せの必要性を精査し、回数の削減を図ります。

イ 年間計画に位置付ける等、会議の時間帯の割振り等を工夫します。

ウ 会議への出席は必要最小限の人数にするとともに、効率的な運営に努めます。

取組例：グループウェア等を活用した情報共有

② 会議等の資料の取扱いの工夫

ア 配布資料は必要最小限とします。

イ 資料を電子データで共有・閲覧できるようにします。

取組例：資料の事前配布、回覧板等での共有・閲覧

(4) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策

① 校務へのICT活用の推進

統合型校務支援システムを積極的に活用するなど、指導要録・通知票等の電子データ化を推進します。

② 報告書の様式等の簡素化

学校が独自に定めている様式や様々な事務手続の簡略化を進めます。

取組例：簡易起案の導入、簡易復命の積極的な活用

③ 教育委員会が実施する調査等への対応

毎年度実施する調査については、回答方法を記録に残す等により、負担の軽減を図ります。

取組例：共有データの活用

④ 学校徴収金の口座振替の推進

保護者の協力により、学校徴収金の口座振替を進めます。

(5) 学校行事の負担を軽減するための方策

① 学校の規模や地域の実情等に見合った行事の見直し

ア 学校や地域の実態に応じて行事を精選するとともに、学校、家庭、地域が連携して対応する体制を構築します。

イ 学校行事に係る指導の在り方等について教職員間で共通理解を図ります。

4 市町村教育委員会に対する支援

現在、各市町村においても、それぞれ創意工夫を凝らし、「学校における働き方改革」に向けた取組を実施しています。県教育委員会では、この取組を一層推進するため、市町村教育委員会に対し、所管の学校における働き方改革の取組方針や実施計画等を策定するよう促すとともに、必要な助言や情報提供等を行い、市町村教育委員会を支援します。

5 教職員定数に係る国への働きかけ

「学校における働き方改革」を推進するため、限られた時間の中で教職員が子どもと向き合える時間を確保するための環境づくりが必要であり、国の法律に基づき算定される教職員定数の増については、第一義的には国の責任において実施されるべきものと考えられることから、県教育委員会はあらゆる機会を捉え、教職員定数の確保や教職員定数改善計画の策定について、国へ働きかけます。

6 保護者・地域等の理解・協力の下での取組の推進

これまで学校・教職員が慣習的に行ってきた業務の中には、教職員の情熱と献身的な努力により担ってきたものが少なくありません。また、それらの業務の多くは範囲が曖昧なまま行っている実態があり、それらの業務について明確化・適正化を図ることは、「学校における働き方改革」を推進するためには必要不可欠であり、平成31年1月の中央教育審議会の答申においても、これまで学校や教職員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を示したところです（下表参照）。

教職員が効果的な教育活動を行うためには、子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、保護者や地域等に伝え、理解を得ることが求められます。その上で、基本的に学校以外の主体にお願いしたい業務や教職員の負担軽減のための業務等について保護者・地域等に丁寧に説明し、その役割を主体的・対話的に委ねることが大切です。

県教育委員会では、あらゆる機会を活用し、保護者・地域等の理解・協力を得ながら、「学校における働き方改革」を推進していきます。

※ 平成31年1月に中央教育審議会が示した「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等 （事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応 （輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃 （輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営 （事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導 （事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 （専門スタッフとの連携・協力等）

7 参考資料

本プランに関連する資料について、次のとおりホームページに掲載しています。
また、文部科学省のホームページについても、併せて紹介します。

- 教職員の多忙化解消に係る報告書
～教師が子どもに向き合える学校づくりのために～
- 教職員の多忙化解消に向けた取組に係る調査結果及び評価
(県立学校・市町村教育委員会)

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kyoin/hatarakikata.html>

- 運動部活動の指針

http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/sports/undoubukatudou_sisin.html

- 文化部活動の指針

<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/bunkabushishinn.html>

- 文部科学省における「学校における働き方改革」関連ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm